

○農林水産省令第 号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第二項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年 月 日

農林水産大臣 松岡 利勝

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号及び第九号中「八割」を「九割」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。